

●基本刑事訴訟法 I —— 手続理解編 目次

はしがき  
本書の使い方

基本事例…………… 2

第 1 講 刑事訴訟法の意義と手続の全体像…………… 4

1 刑訴法の意義 4

- (1) 刑訴法とは 4
- (2) 刑事訴訟の基本的な形態 6
  - ア 糺問主義と弾劾主義 6
  - イ 職権主義と当事者主義 7

2 刑事手続の法源 8

- (1) 日本国憲法 8
- (2) 刑訴法 9
- (3) 刑訴規則 9

3 刑訴法の目的 10

- (1) 適正手続主義 10
- (2) 実体的真実主義 10
- (3) 適正手続主義と実体的真実主義の相互関係 11

4 刑事手続の全体像 13

- (1) 刑事手続のイメージ 13
- (2) 核心司法 13
- (3) 刑事手続の基本的なストーリー 14
  - ア 捜査——事件の発生から起訴まで 14
  - イ 公判手続——起訴から判決まで 15
  - ウ 裁判とその執行——判決確定から社会復帰まで 15

5 刑事手続の関与者——刑事手続のキャスト 16

6 刑事手続の主役——被疑者・被告人 17

- (1) 被疑者・被告人 17
- (2) 被疑者・被告人と無罪推定の原則 17
- (3) 当事者能力と訴訟能力 18

7 刑事手続の担い手——プロフェッショナル 18

- (1) 司法警察職員 18
  - ア 司法警察と行政警察 18
  - イ 一般司法警察職員と特別司法警察職員 19
  - ウ 司法警察員と司法巡查 19
- (2) 検察庁と検察官 20
  - ア 検察官 20
  - イ 検察官の職務の特徴 20
  - ウ 検察官の権限 21
  - エ 検察官と司法警察職員との関係 22
- (3) 弁護士と被疑者・被告人の弁護士選任権 22
  - ア 被疑者・被告人の弁護士選任権 23
  - イ 弁護人の資格 23
  - ウ 弁護人の選任 23
  - エ 補佐人 24
- (4) 裁判所と裁判官 24
  - ア 刑事裁判権 24
  - イ 裁判所の意義 24
  - ウ 裁判官と裁判所の構成 25
  - エ 裁判所の職員と裁判所書記官 26
  - オ 公平な裁判所と除斥・忌避・回避 26
  - コラム 刑事裁判・民事裁判と当事者の処分権 5
  - コラム 刑訴法の目的 12
  - コラム 公判中心主義の意義 13
  - コラム 裁判員制度の導入と国民の刑事司法への参加 16
  - コラム 一般司法警察職員と特別司法警察職員 19
  - コラム 検察官の客観義務 21
  - コラム 当事者と訴訟関係人 27

## 第2講 捜査(1)——総論・捜査の端緒…………… 28

- 1 捜査の意義 28
  - (1) 捜査とは 28
  - (2) 捜査の概観 29
    - ア 捜査の端緒 29
    - イ 強制捜査と任意捜査 30
    - ウ 証拠の収集 31
    - エ 身体の拘束 33
- 2 捜査の基本原則 33
  - (1) 任意捜査の原則 33
  - (2) 強制処分法定主義・令状主義 34
  - (3) 比例原則 35
- 3 捜査の端緒 36
  - (1) 申告 36
  - (2) 職務質問 36
  - (3) 検視 37
  - (4) 告訴 38
    - ア 告訴の意義 38
    - イ 告訴権者 39
    - ウ 告訴期間 40
    - エ 告訴の方式 41
    - オ 告訴の取消し 41
    - カ 告訴の効果 41
  - (5) 告発 42
  - (6) 自首 42
    - コラム 将来の犯罪と捜査 30

コラム	捜査における客観的証拠の重視	32
コラム	職務質問と捜査	37
コラム	被疑事実の重要性	43

### 第3講 捜査(2)——証拠の発見・収集…………… 44

#### 1 物の押収 44

##### (1) 任意提出と領置 44

##### (2) 令状による捜索・差押え 45

ア 令状主義の趣旨 45    イ 令状の請求 46    ウ 令状の発付 49    エ 捜索・差押えの実施 52    オ 捜索・差押えの立会い 53    カ 捜索・差押えに「必要な処分」 54

##### (3) 電磁的記録の差押え 55

ア 問題の所在 55    イ 記録命令付差押え 56    ウ 電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分 57    エ リモート・アクセスによる差押え 58    オ 協力要請・保全要請 59

##### (4) 令状によらない捜索・差押え 60

#### 2 検証・実況見分 61

##### (1) 実況見分 61

##### (2) 検証 61

ア 令状の請求手続・記載事項・検証の実施・立会い 61    イ 検証に「必要な処分」 62    ウ 検証としての身体検査 62

##### (3) 令状によらない検証 63

#### 3 通信傍受 64

##### (1) 意義 64

##### (2) 要件 64

ア 対象犯罪 64    イ 令状発付の要件 65    ウ 令状の請求および発付 65    エ 傍受の実施 66    オ 傍受の合理化・効率化 67    カ 傍受した通信の記録および事後措置等 68

#### 4 鑑定嘱託 69

##### (1) 意義 69

##### (2) 鑑定人と鑑定受託者 69

ア 宣誓の義務 69    イ 鑑定留置 69    ウ 鑑定処分 70    エ 鑑定処分としての身体検査 70

#### 5 公務所等への照会 70

#### 6 供述証拠の収集 71

##### (1) 被疑者の出頭要求・取調べ 71

##### (2) 被疑者以外の者の出頭要求・取調べ 73

##### (3) 第1回公判期日前の証人尋問の請求 73

##### (4) 合意制度 74

ア 概要および趣旨 74    イ 合意の手続 75    ウ 協議の手続 76    エ 合

第4講 捜査(3)——犯人の発見・確保と捜査の終結…………… 79

1 身体の拘束 79

(1) 事件単位の原則 79

(2) 逮捕 80

ア 通常逮捕 80 イ 現行犯逮捕 83 ウ 緊急逮捕 88

(3) 逮捕後の手続 92

(4) 被疑者勾留 96

ア 逮捕前置主義 96 イ 被疑者勾留の要件 98 ウ 勾留質問 100

エ 被疑者勾留の期間 103 オ 接見等禁止 104 カ 勾留の延長 105

2 捜査の終結 106

(1) 原則——全件送致主義 106

(2) 例外 106

ア この法律に特別の定めのある場合 106 イ 検察官が指定した事件 106

コラム 弁解録取と被疑者取調べ 95

コラム 日本語が通じない外国人への配慮 107

第5講 被疑者の防御と弁護人…………… 108

1 捜査手続における被疑者の防御 108

(1) 防御の必要性 108

(2) 被疑者の防御手段の概観 108

2 黙秘権 109

(1) 黙秘権の意義 109

(2) 黙秘権の保障範囲 110

(3) 黙秘権行使の効果 112

3 弁護人の援助を受ける権利——弁護人選任権 113

(1) 弁護人選任権の機能 113

(2) 捜査手続上の弁護人の役割 114

(3) 弁護人の選任 115

ア 私選弁護人の選任時期 115 イ 選任の手続と方式 115 ウ 弁護人の選任権者 116

(4) 国選弁護制度 117

ア 国選弁護制度の意義 117 イ 被疑者国選弁護人の選任 118 ウ 国選弁護人の解任 119

4 弁護人の権限 121

(1) 固有権 121

(2) 独立代理権 121

- (3) 包括代理権 122
- 5 接見交通権 123
  - (1) 接見交通権の意義 123
  - (2) 接見交通権の制限 124
- 6 捜査段階における弁護人の活動 125
  - (1) 身体拘束からの解放 125
    - ア 勾留決定前 126 イ 勾留決定後 126 ウ 接見等禁止決定 128
  - (2) 不起訴処分の獲得をめざして行われる活動 128
  - (3) 起訴後の公判準備のために行われる活動 129
  - (4) 違法捜査への対応 130
    - コラム 刑事手続以外の手続における自己負罪拒否特権保障 111
    - コラム 国選弁護人と私選弁護人 120
    - コラム 刑訴法の目的と弁護人の誠実義務・真実義務 122
    - コラム 一般指定（面会切符）から通知事件へ 125
    - コラム 黙秘か積極供述か 130

## 第6講 公訴の提起…………… 132

- 1 公訴提起の基本原則 133
  - (1) 公訴提起の意義 133
  - (2) 公訴提起の概観 133
  - (3) 公訴提起の基本原則 134
    - ア 国家訴追主義・起訴独占主義 134 イ 起訴便宜主義 135
- 2 検察官の事件処理 138
  - (1) 事件処理の種類 138
    - ア 公訴の提起—起訴処分 138 イ 不起訴処分 138
  - (2) 事件処理に伴う措置 138
- 3 検察官の不起訴処分に対する規制 139
  - (1) 検察審査会制度 139
  - (2) 付審判請求 140
- 4 訴訟条件 141
  - (1) 意義 141
  - (2) 管轄違いの場合 141
    - ア 事物管轄 141 イ 土地管轄 142 ウ 関連事件管轄 143 エ 管轄違いの判決 143
  - (3) 公訴棄却事由がある場合 144
    - ア 公訴棄却の判決 144 イ 公訴棄却の決定 145 ウ 公訴提起時の留意・点検事項—公訴棄却関連 146
  - (4) 免訴事由がある場合 147
    - ア 免訴の判決 147 イ 公訴提起時の留意・点検事項—免訴関連 147

- (5) 公訴時効 148
  - ア 意義・趣旨 148
  - イ 起算点 148
  - ウ 時効期間 149
  - エ 時効の停止 151

## 5 公訴提起の手續 152

- (1) 起訴状の提出 152
- (2) 起訴状の記載 152
  - ア 被告人の特定 152
  - イ 公訴事実 152
  - ウ 罪名および罰条 156
- (3) 起訴状一本主義と予断排除 156

## 6 「公訴事実の同一性」と訴因変更 157

- (1) 訴因変更制度 157
- (2) 公訴事実の同一性 160
  - コラム 訴追裁量の実際 136
  - コラム 「公訴事実と新訴因の比較」から「旧訴因と新訴因の比較」へ 160

# 第7講 公判(1)——基本編…………… 162

## 1 公判手續の意義 162

## 2 公判準備 163

- (1) 公判準備の意義 163
- (2) 公訴提起後の主要な手續 164
  - ア 受訴裁判所 164
  - イ 起訴状謄本の送達 164
  - ウ 弁護士選任権等の告知と弁護人の選任 165
  - エ 第1回公判期日の指定と被告人の召喚 165
- (3) 事前準備 166
  - ア 検察官の準備 166
  - イ 弁護人の準備 172
  - ウ その他の準備 173

## 3 被告人勾留と保釈 173

- (1) 被告人勾留 173
- (2) 保釈 175
  - ア 保釈とその種類 175
  - イ 保釈の手續 177

## 4 公判手續の基本原則 178

- (1) 公開主義 178
- (2) 直接主義 179
- (3) 口頭主義 179

## 5 公判手續の出席者 179

- (1) 裁判官および裁判所書記官 179
- (2) 検察官 179
- (3) 被告人 180
- (4) 弁護士 181

## 6 第1審公判手續の進行——基本型 181

- (1) 全体像 181

- (2) 訴訟指揮権 182
  - ア 訴訟指揮権 182    イ 法廷警察権 183
- (3) 冒頭手続 184
  - ア 人定質問 184    イ 起訴状の朗読 185    ウ 黙秘権および訴訟法上の権利についての告知 186    エ 被告人および弁護人の被告事件に対する陳述 187
- (4) 証拠調べ手続 187
  - ア 冒頭陳述 187    イ 証拠調べ請求 189    ウ 証拠意見と証拠決定 190
  - エ 証拠調べの実施 191    オ 被告人・弁護人立証 193    カ 職権証拠調べ 194
- (5) 被告人質問 194
- (6) 弁論手続 195
- (7) 判決宣告 196
  - コラム 弁護人の証拠意見 190
  - コラム 被告人質問先行型審理 195

## 第8講 公判(2)——応用編…………… 197

### 1 公判前整理手続 197

- (1) 公判前整理手続の目的 197
- (2) 期日間整理手続 201
- (3) 公判前整理手続の進行 201
  - ア 全体像 201    イ 公判前整理手続の開始 202    ウ 早期打合せ 203
  - エ 任意開示 204    オ 証明予定事実記載書の提出・送付等 204    カ 公判前整理手続期日 210    キ 類型証拠の開示 211    ク 予定主張の明示等 212
  - ケ 主張関連証拠の開示 215    コ 証拠開示に関する裁定 216    サ 証明予定事実・予定主張の追加・変更等 216    シ 証拠の整理・証拠決定 217
- (4) 公判前整理手続の終結 218

### 2 第1審公判手続の進行——公判前整理手続に付された事件 222

- (1) 基本型の公判手続との相違点 222
  - ア 必要的弁護事件 223    イ 被告人・弁護人による冒頭陳述 223    ウ 公判前整理手続の結果の顕出 224    エ 証拠調べ請求の制限 224
- (2) 人証の証拠調べ——証人尋問 225
- (3) 証拠調べに対する異議 232
- (4) 公判前整理手続と被告人質問の制限 234

### 3 裁判員制度 235

- (1) 総説 235
- (2) 対象事件 236
- (3) 裁判体の構成 237
- (4) 裁判官と裁判員の権限および評決 237
- (5) 裁判員の選任 238

(6) 審理の進行 238

#### 4 弁論の分離・併合、公判手続の停止・更新 239

(1) 弁論の分離・併合 239

(2) 公判手続の停止・更新 240

コラム 証拠開示今昔 200

コラム 類型証拠開示を利用した反対尋問・被告人質問の準備 212

コラム 刑事免責制度 227

コラム リンカーンの反対尋問 231

コラム 裁判傍聴と模擬裁判のススメ 241

### 第9講 証拠(1)——証拠法総論…………… 242

#### 1 証明と認定 243

(1) 証拠裁判主義 243

ア 証拠裁判主義の意義 243 イ 証拠による証明を要さない事実 243

(2) 証拠の分類と立証方法 244

ア 証拠能力と証明力 245 イ 伝聞法則の適用の有無に係る分類 245

ウ 犯罪事実に対する推論構造による分類 246 エ 要証事実の種類による分類 247

(3) 厳格な証明と自由な証明 248

ア 厳格な証明と自由な証明の意義 248 イ 厳格な証明が要求される事実 249

#### 2 証拠能力を判断する枠組み 251

(1) 関連性 251

(2) 証拠禁止 253

コラム 厳罰ないし寛刑を求める嘆願書と証拠調べの方式 251

コラム 自然的関連性・法律的関連性・証拠調べの必要性 252

### 第10講 証拠(2)——伝聞証拠・自白…………… 255

#### 1 伝聞法則 255

(1) 伝聞法則の意義 255

(2) 供述証拠の特質と伝聞法則の趣旨 256

#### 2 伝聞法則の例外 257

(1) 伝聞例外の構造と適用場面 257

ア 伝聞例外の意義 258 イ 伝聞例外が現れる場面 258

(2) 相手方当事者が伝聞証拠の使用に同意・合意した場合 260

ア 同意書面または供述 260 イ 合意書面 261

(3) 相手方当事者が伝聞証拠の採用に不同意である場合 261

ア 被告人以外の者の供述を記載した書面 262 イ 被告人の供述書・供述録取書 270 ウ 伝聞供述 270 エ 任意性の調査 271 オ 供述の証明力を争う証拠 272



### 3 自白法則と補強法則 273

#### (1) 自白法則 273

ア 自白の意義 273    イ 自白法則の条文上の根拠 274    ウ 任意性の判断 274

#### (2) 自白の補強法則 275

コラム 伝聞過程と表現・叙述 257

## 第11講 裁 判…………… 277

### 1 裁判の意義と種類 277

#### (1) 裁判の意義 277

#### (2) 裁判の種類 278

ア 実体裁判と形式裁判 278    イ 判決・決定・命令 279

### 2 裁判の成立 280

#### (1) 裁判の内部的成立 280

#### (2) 裁判の外部的成立 280

#### (3) 裁判書 282

ア 判決書と判決宣告 282    イ 有罪判決の判決書 284    ウ 無罪判決の判決書 285

### 3 事実認定と自由心証主義 286

#### (1) 刑事裁判における事実認定 286

#### (2) 自由心証主義 286

ア 自由心証主義の意義 286    イ 有罪判決宣告に必要な心証 287    ウ 自由心証主義の制限・例外 288

#### (3) 証明責任 288

ア 利益原則——疑わしきは被告人の利益に 288    イ 利益原則の適用範囲 289  
ウ 法律上の推定と証明責任の転換 290

#### (4) 量 刑 291

ア 基本的な考え方 291    イ 量刑と余罪 293

### 4 簡易化された手続 294

#### (1) 簡易化された手続の必要性 294

#### (2) 簡易公判手続 295

#### (3) 即決裁判手続 296

#### (4) 略式手続 297

### 5 裁判の確定とその効力 298

#### (1) 裁判の確定 298

#### (2) 確定裁判の効力 299

### 6 一事不再理効 301

#### (1) 意義と根拠 301

- (2) 一事不再理効の発生原因 302
  - コラム 実務における事実認定の重要性 286
  - コラム 量刑事実と証明責任 292

第12講 上訴と救済手続…………… 304

- 1 上訴制度の概要 304
  - (1) 上訴の意義と種類 304
  - (2) 上訴権者 306
  - (3) 上訴の利益 307
  - (4) 上訴の申立てとその効力 308
  - (5) 上訴権の発生・消滅・回復 308
  - (6) 移審の効力と一部上訴 309
  - (7) 不利益変更禁止の原則 309
- 2 控訴 310
  - (1) 控訴審の構造 310
  - (2) 控訴理由 312
  - (3) 控訴審の手続 312
  - (4) 攻防対象論 313
  - (5) 控訴審の裁判 315
- 3 上告 316
  - (1) 上告審の機能と上告理由 316
  - (2) 上告審の裁判 317
- 4 抗告・準抗告 319
- 5 非常救済手続 320
  - (1) 再審・非常上告 320
  - (2) 再審の事由 321
  - (3) 再審の手続 322
    - コラム 死刑判決に対する上訴と被告人の意思 307

第13講 犯罪被害者と刑事手続…………… 324

- 1 犯罪被害者への配慮 324
  - (1) 意義と限界 324
  - (2) 被害者等への配慮の概要 327
    - ア 保護 327
    - イ 情報提供 327
    - ウ 関与・参加 328
    - エ 損害回復 328
- 2 犯罪被害者の保護 329
  - (1) 証人尋問における保護 329
    - ア 証人への付添い 329
    - イ 遮へい措置 329
    - ウ ビデオリンク方式 330

- (2) 氏名等の秘匿 331
  - ア 証拠開示における措置 331
  - イ 公判手続における措置 332
- 3 犯罪被害者への情報提供 333
  - (1) 被害者等通知制度 333
  - (2) 傍聴への配慮 334
  - (3) 公判記録の閲覧・謄写 334
- 4 犯罪被害者の関与・参加 335
  - (1) 被害に関する心情その他の意見陳述 335
  - (2) 被害者参加制度 336
- 5 犯罪被害者の損害回復 341
  - (1) 刑事和解 341
  - (2) 損害賠償命令 341
    - コラム 被害者の心の傷 326
    - コラム 被害者と弁護士 341

第14講 刑事訴訟法の歴史…………… 343

- 1 条文の配置から見た歴史 343
- 2 市民参加制度から見た歴史 345
  - (1) 陪審法の制定と施行停止 345
  - (2) 検察審査会制度の導入と改正 346
  - (3) 裁判員制度の導入とその余波 346
  - (4) 刑事司法制度の資源配分 347
- 3 組織犯罪対策・技術革新から見た歴史 348
  - (1) 通信傍受法 348
  - (2) 電磁的記録に関わる証拠の収集方法 349
  - (3) 合意制度・刑事免責制度 350
- 4 公訴提起の在り方から見た歴史 351
- 5 被疑者・被告人の防御から見た歴史 352
  - (1) 当番弁護士制度・国選弁護制度の展開 352
  - (2) 証拠開示制度と公判前整理手続 353
  - (3) 取調べと被疑者の防御 354
- 6 立法の時代へ 354
  - コラム 捜査構造論 352

事項索引 356

判例索引 364